

# 人吉市農業委員会定例総会

(第11回)

令和3年11月25日

人吉市農業委員会

# 人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年11月25日

カルチャーパレス1階 相談室

## 議事日程

- 日程第 1 議第 58 号 買受適格証明願に対する証明書の交付について  
日程第 2 議第 59 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 3 議第 60 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について  
日程第 4 議第 61 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員  
会の意見決定について  
日程第 5 議第 62 号 非農地証明願について

## その他協議報告事項

### ○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

### ○ 出席推進委員（13名）

委 員	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	17番	簀 田 秀 彦
同	18番	淵 上 澄 雄

同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東照
同	24番	東悟
同	25番	原口政廣

○欠席した委員

推進委員	11番	向岩敏雄
同	16番	有瀬英憲

議事録署名農業委員	9番	上野博司
議事録署名推進委員	23番	東照

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局長	村口憲彦
次長	和泉光代
主席	豊永英紀
再任用職員	坂井正子

開会：9時30分

○（議長）おはようございます。本日は11番委員、16番委員から欠席届が出ております。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和3年第11回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に9番委員、23番委員を指名します。

本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第58号を議題といたします。事務局次長お願いします。

○（事務局次長）日程第1・議第58号 朗読

○（議長）1から3番まで続けて、9番委員の調査報告をお願いします。

- （9番委員）おはようございます。それでは、議第58号の1番について報告させていただきます。議案書をご覧ください。位置図と調査書はタブレットにて表示されますので、そちらをご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内で、面積は2筆で6,012㎡でございます。証明願人は記載のとおりでございます。理由は人吉市公売入札に参加するためでございます。調査書と位置図をご覧ください。証明願人は水稲、飼料作物の栽培と畜産業に従事されており、現在、肉用牛63頭を飼育されております。増頭に伴い、飼料作物不足のため、耕作面積を拡大したいということでございました。また、必要な農業機械は全て持っておられまして、機械の所有状況等に問題はございません。そのようなことから、タブレットの調査書のとおり、1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方お願いいたします。

次に2番について報告をさせていただきます。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内で、面積は4筆で合計の6,779㎡でございます。証明願人は記載のとおりです。理由は同じく人吉市公売入札に参加するためでございます。証明願人は現在、水稲と果樹、主に栗になりますが、これらの作物の栽培に従事されておられまして、規模拡大をしたいということでございました。また、証明願人の必要な農業機械は全て揃っておりまして、所有機械等に問題はありませんでした。位置図はタブレットの1ページと2ページにございます。調査書は記載のとおりで、同じく1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしくお願いたします。

次に3番について調査報告をさせていただきます。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内で、面積は2筆で合計の6,012㎡でございます。証明願人は記載のとおりです。理由は同じく人吉市公売入札に参加するためでございます。証明願人は現在、たばこと水稲、それから飼料作物等の裏作に従事されておられまして、規模拡大をしたいということでございました。また、必要な農業機械は同じく揃っており、機械の所有状況等に問題はありませんでした。位置図は1ページになります。調査書は記載のとおりで、1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしましたので、皆様のご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありますか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。次に2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

( 挙手の状況を見て )

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。日程第2・議第59号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- (事務局次長) 日程第2・議第59号 朗読

- (議長) 1番について4番委員の調査報告をお願いします。

- (4番委員) おはようございます。農地法第3条の1番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用地内となっております。面積は358㎡となっております。権利種別は3条有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は、現在、水稻、野菜、栗等を栽培されておられます。位置図は3ページになります。申請

地は道と道の中ほどにございまして、譲受人が所有する畑が周りにあり、その中央に申請地があります。現地には栗が植えてある状況でございます。前々より、売買の申し出をされており、今回、承諾をいただき、申請に至ったということでございます。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番には該当しないということで、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。  
2番から4番まで続けて、7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）おはようございます。農地法第3条の2番についてご報告いたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外で面積は327㎡のうち10㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。これは、地役権の設定になります。このあとの農地法5条で借受人の申請が出てきますが、その5条の建物の雨水や排水を溝に流すために、田の地下にパイプを入れて排水するためのものです。位置図を見ていただきますと、大きく色塗りされているところが5条申請されている部分になります。その下に田がありますが、田の下にパイプを埋設するというのでこの案件が出てきております。調査書をご覧ください。調査書の1番、7番は該当しないということで、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に3番のご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農用外で、面積は250㎡で、3条の無償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請理由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。野菜を栽培されておられます。譲渡人と譲受人は親戚関係になられまして、譲受人の自宅の横にある畑です。譲渡人が高齢ということもあり、申請地を譲受人である姪に譲られるということで、今回の申請となっております。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番とも該当せず、許可相当と判断をいたしました。

次に4番のご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりです。5筆ございまして、その中に田と畑がございますが、全て農用外で面積は田が2,744㎡、畑が3,203㎡、合計の5,947㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。申請理由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地には譲渡人が栗園をされておられましたので、栗が植えてあります。譲受人がそのまま受け継がれるということで、今後も栗栽培をされます。権利種別が無償移転となっておりますが、譲受人が農福連携で障がい者の方の支援をしながら、農業系の事業をされておられます。今、二十数名のスタッフがいらっしゃるということで、この栗園も経営の一環として運営をしたいということで、譲渡人のほうから相談をされ、譲り受けられるということです。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番に該当せず、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。  
5番について5番委員の調査報告をお願いします。
- （5番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する5番の説明をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外、面積は303㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。理由といたしまして、譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。水稻を栽培されます。位置図は8ページをご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。譲受人は義理の父にあたる方と同居されており、農業と一緒に営んでおられます。譲受人は農業に20年間従事しておられ、申請及び聞き取り調査から判断しても特に問題はないと判断されますので、ご審議の方よろしくお願いたします。
- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。
- （ 挙手の状況を見て ）
- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。  
日程第3・議第60号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
  - （事務局次長）日程第3・議第60号 朗読
  - （議長）1番から2番について8番委員の調査報告をお願いします。
  - （8番委員）農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。農地の所在は



記載のとおりです。登記地目は田で、現況は雑種地となっております。農振区分は農用外です。面積は38㎡となっております。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅及び駐車場、資材置場となっております。備考として第3種農地、農業振興地域外、都市計画区域内です。既転用ですので、始末書が出ております。申請地は既に造成されておりますが、その中に譲渡人の農地が一部入っており、今回、きちんと転用申請をするということです。始末書が出ておりますので、読み上げます。申請地について、平成28年月日不詳に隣接する雑種地の所有者であった被相続人が健在中、雑種地と申請地の境界を直線的に改良し、お互いが使い勝手の良いようにした経緯があります。農地法の規則に従って手続きをしなければならなかったことを、今となって反省するばかりです。今後、このような規則違反のないように常に責任をもって参りますので、何卒、御寛大なる処置を切にお願いいたしますということで始末書が出ております。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的、第3種農地は転用を許可することができる。一般基準として1番、3番、6番、8番に相当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく願いいたします。

次に2番についてです。農地の所在は記載のとおりです。登記地目は田、現況は雑種地となっております。農振区分は農用外、2筆の合計が28.3㎡となっております。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅及び駐車場、資材置場となっております。備考として、この案件も始末書が出ております。先ほどの案件と同じ文面になりますので、読み上げはいたしません。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。農地の区分と転用目的、第3種農地は転用を許可することができる。一般基準として1番、3番、6番、8番に相当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断されます。ご審議の方よろしく願いいたします。

○（議長）ありがとうございました。1番について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

2番について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。  
次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理人と交代いたします。

（ 議長を職務代理人と交代する ）

- （職務代理人）それでは、議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくをお願いします。  
3番から4番まで10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する3番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外、面積は144㎡でございます。権利種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。位置図は10ページをご覧ください。144㎡を通路として申請がっております。これは実家の横に家を新築したいということで申請をされましたが、もともと行き来するくらいの通路はありますが、建築法で通路は4m以上ないと新築できないということで、農地の一部を通路として申請が上がったものでございます。備考として第3種農地で農業振興地域外、都市計画区域内でございます。申請地は譲受人が作られておりますが、もともとは譲渡人の農地でございます。譲渡人と譲受人の関係はここに贈与とありますように、親戚関係でございまして、叔父ということでございます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地で、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。

次に5条の許可申請に対する4番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりでございます。地目は田で、農振区分は農用外、面積が2筆合計の679㎡でございます。権利は所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は貸駐車場と貸資材置場となっております。位置図は11ページをご覧ください。位置図をご覧くださいと分かりますとおり、隣に工務店がありますが、工務店の事務所が今年の豪雨災害で被災されております。その工務店の建て替

えをするという理由で、申請地を資材置場と従業員の駐車場として借りたいということをごさいました。申請地は第3種農地で、農業振興地域外、都市計画区域内でございます。被害防除と事業計画について上げられておりますので、少し読み上げたいと思います。先ほど申しましたとおり、事業目的及び必要性については、工務店の事務所及び倉庫の建て替えに伴い、従業員の駐車スペースが確保できないため、譲受人が土地を購入し、工務店に駐車場及び資材置場として賃貸するということをごさいました。被害防除計画に関しましては、駐車場は目の前に挟んである道路くらいまでしかに盛土をしないため、土砂の流失の恐れはないということをごさいます。万が一、問題等が発生した場合には、双方で話し合って対処するというごさいます。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地で、一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。3番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。  
4番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。  
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

( 議長を会長と交代する )

○ (議長) 5番から8番まで7番委員の調査報告をお願いします。

○ (7番委員) 農地法第5条の許可申請に対する5番について報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外です。面積は999㎡となっております。貸付人、借受人は記載のとおりとなっております。転用目的として集合住宅の建設となっております。ここは第3種農地でありまして、農業振興地域外、都市計画区域内となっております。着工と完了は記載のとおりです。貸付人と借受人は親子でありまして、親から子へ土地を貸し付けて集合住宅を建てるということです。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地で、一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

次に6番についてご報告をいたします。農地の所在は記載のとおりです。農振区分は農用外、地目は田、現在は雑種地、宅地となっております。これは既転用でございます。面積は379㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建設となっております。ここは第2種農地でありまして、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。申請地は以前より、造成されて宅地化されておりましたので、今回、始末書が出ております。始末書を読み上げます。この度農地法第5条の許可申請をいたしますが、申請地については、これまで所有してから今回の譲渡を計画するまで、知識不足により、農地法の許可申請を怠り、昭和52年以降から近くの公民館への無償簡易駐車場用地として使用、提供してしまいました。このような行為につきまして、大変申し訳なく思っており、今後については、このようなことは一切いたしませんので、何卒よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたしますとのことで出ております。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、第2種農地となっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

次に7番についてご報告いたします。土地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は4筆合計の2,936㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は病院の建設となっております。ここは第2種農地で、農業振興地域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。ここは病院の建設のため、雨水や排水については先ほどの3条の許可申請の2番の案件がありましたが、田の下にパイプを通して溝へ流すということで計画が出ております。実質審査表

をご覧ください。立地基準といたしまして第2種農地となっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

次に8番についてご報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、農振区分は農用外で面積は631㎡となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は集合住宅の建設となっております。申請地はずっと作付けをしていなかったのですが、今回、譲受人が求められ、集合住宅を建てるということで、申請となっております。申請地は第2種農地で、農業振興区域内、都市計画区域外となっております。着工と完了は記載のとおりです。立地基準は第2種農地、一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- （議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。  
6番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。  
7番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。  
8番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。  
9番から10番まで1番委員の調査報告をお願いします。

- （1番委員）おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する9番についてご報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、農用外で面積は427㎡でございます。これは位置図を見ていただきますと、分かるように1筆を分筆した土地になります。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は個人住宅です。譲受人は今年の豪雨災害で被災され、現在は仮設住宅に住んでおられます。実家の近くで建築できる土地を探しておられたところ、申請地を求められたということでございました。雨水、生活雑排水、汚水の処理方法につきましては、合併浄化槽を設置し、西側水路に放流するというところでございます。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないとなっております。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番に相当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。

続きまして、10番の報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は田、面積は443㎡でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は個人住宅です。9番の譲受人と10番の譲受人は姉妹でございます。土地は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外となっております。実質審査表をご覧ください。立地基準といたしまして、申請地は第2種農地でございます。一般

基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。以上、ご審議の方よろしくお願いいいたします。

- （議長）ありがとうございました。9番について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって9番は原案可決いたしました。  
10番について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって10番は原案可決いたしました。  
11番について9番委員の調査報告をお願いします。

- （9番委員）それでは、議第60号の11番について報告をさせていただきます。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で1,994㎡のうち1,500㎡です。農振区分は農用内であります。これは賃貸借でありまして、貸付人、借受人は記載のとおりでございます。転用目的は工事用道路の一時転用でございます。農地の区分は第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図14ページのとおりでございます。出されております計画書によりますと、土地の選定理由は、実はこの農地の上には高速道路が通っておりまして、その高速道路が法面の補修工事の必要があるということで、高速道路の法面の補修工事を行うにあたり、高速道路本線からの作業が困難なため近接する申請地を借用（一時転用）し、工事用道路作成とその撤去

を行うためのものということでもあります。事業の目的及び必要性については、損傷した高速道路法面の復旧工事を行うもの。排水計画はありませんということでした。被害防除計画につきましては、造成中ならびに完成後、近傍農地の被害等は全て万が一、発生した場合には借受人が対応するということとございます。実質審査表をご覧ください。この調査の結果、一般基準により、1番、3番、6番、8番、9番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって11番は原案可決いたしました。  
日程第4・議第61号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第4・議第61号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が1番と3番、4番が21番委員の親族となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方の挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和3年11月16日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての農業委員会の意見決定を求められております。まず、



1 ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が29,733㎡、「畑」が13,601㎡、合計の43,334㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が2,247㎡、「畑」が0㎡となっております。次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等条件一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが1件、公社売り渡しが0件、合計の1件ございました。次に3ページをご覧ください。今回も農業公社（中間管理機構）が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法により利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。今回、新規が13件、再設定が5件、合計の18件あがってきております。いずれの案件もタブレットに表示されております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をいただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時35分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（8番委員）8番の中間管理機構についてですが、私が借りている土地であれば、現在、砂利採取中です。農業振興課の担当者には、砂利採取が終わったら中間管理機構で貸し借りをする話をしていました。

○（事務局 坂井）始期が1月1日ということになっておりますが。

○（8番委員）1月1日までには終わりません。来年5月までかかると聞いております。違う農地ならいいのですが。

- （事務局次長）所有者は同じですが、借受人が違う方かもしれません。位置図を見ていただいて、確認していただければと思います。
- （8番委員）確認したところ、私が借りている農地ではありませんでした。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。  
採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。  
所有移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
貸借設定の1番から18番まで、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。  
日程第5・議第62号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第5・議第62号 朗読

- （議長）1番について17番委員の報告をお願いします。

- （17番委員）おはようございます。議第62号の1番について調査報告をいたします。  
総会議案書の10ページをご覧ください。この申請については、令和3年12月26日に私と7番委員、事務局長と3人で現地調査を行いました。非農地証明願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりでございます。申請地は所有者の自宅近くにあります。雑木などはなく、管理をされております。今後とも農地として利活用できる場所でございますので、3人で協議をしました結果、非農地証明願の証明書交付

については、不相当と判断をいたしました。以上、報告をいたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

これで本日の議事は全部終了いたしました。

（ 10時45分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員